

株式会社ロゴスコーポレーションと大阪市住之江区との
パートナーシップ協定書

(目的)

第1条 この協定は、株式会社ロゴスコーポレーション及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 魅力発信に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 安全安心なまちづくりに関すること
- (5) その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(禁止事項)

第3条 株式会社ロゴスコーポレーションが取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの

(連携期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、住之江区及び株式会社ロゴスコーポレーションのいずれから改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合

- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、両者が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、協定書2通作成し、署名のうえ、各々1通を保有する。

令和6年6月25日

株式会社ロゴスコーポレーション
代表取締役社長

大阪市
住之江区長

紫田 茂樹

藤井 秀明